

(公印省略)

情報審第775号  
令和4年3月7日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

答申書の写しの送付について

下記の事件については、令和4年3月7日に答申をしたので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第16条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

諮詢番号：令和3年（行情）諮詢第247号

事 件 名：外務省関係者に関する叙勲及び褒章の推薦基準が書いてある文書の  
開示決定に関する件（文書の特定）

(公印省略)

情報審第774号  
令和4年3月7日

外務大臣 殿

情報公開・個人情報保護審査会

答申書の交付について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項の規定に基づく下記の質問について、別添のとおり、答申書を交付します（令和3年度（行情）答申第564号）。

記

質問番号：令和3年（行情）質問第247号

事 件 名：外務省関係者に関する叙勲及び褒章の推薦基準が書いてある文書の開示決定に関する件（文書の特定）

諮詢庁：外務大臣

諮詢日：令和3年6月17日（令和3年（行情）諮詢第247号）

答申日：令和4年3月7日（令和3年度（行情）答申第564号）

事件名：外務省関係者に関する叙勲及び褒章の推薦基準が書いてある文書の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「外務省関係者に関する叙勲及び褒章の推薦基準が書いてある文書（最新版）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる3文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年5月6日付け情報公開第00387号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

外務省関係者に関する叙勲及び褒章の推薦基準が書いてある文書として、外務省が自ら作成した文書が別に存在するはずである。

##### （2）意見書

外務省以外の省庁の場合、叙勲候補者及び褒章候補者の具体的な推薦基準が記載されている文書が存在する（資料1・8頁（省略））ことからすれば、本件開示請求に該当する文書は他にも存在するといえる。

### 第3 謝問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

処分庁は、令和3年4月6日付けで受理した審査請求人からの開示請求「外務省関係者に関する叙勲及び褒章の推薦基準が書いてある文書（最新版）」に対し、本件対象文書を特定し、全て全開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、令和3年5月17日付けで、原処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「外務省関係者に関する叙勲及び褒章の推薦基準が書い

てある文書として、外務省が自ら作成した文書が別に存在するはずである。」旨主張する。しかしながら、処分庁は本件開示請求の対象文書を全て特定しており、本件審査請求を受け、原処分で特定した文書以外の本件対象文書について改めて検索したが、その他の対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原処分における文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

### 3 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年6月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月5日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和4年2月10日 審議
- ⑤ 同年3月1日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる3文書である。

審査請求人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は本件対象文書を特定した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

#### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 国家や社会への永年の功労、あるいは社会の各分野における優れた行いに対して国家が個人又は団体を顕彰する「栄典」の制度には、「叙勲」、「褒章」等があり、叙勲が生涯にわたる国家や社会に対する功績を総合的に評価して行われるものであるのに対し、褒章は特定の分野についての功労や徳行の優れた者を表彰するものとなっている。

イ 本件開示請求は、春秋叙勲及び褒章の推薦対象となる外務省職員（退職した元職員を含む。）の叙勲及び褒章の推薦基準が記載されている文書を求めるものであると解し、本件対象文書を特定したものである。

ウ 外務省では、外務省関係者の春秋叙勲に関しては、退職職員リストの中から、春秋叙勲候補者推薦要項（文書1）にのっとって年齢の高い順に叙勲候補者のリストを作成し、同リストに基づいて作成した協議書類を省内決裁に付した後、内閣府に対して推薦を行っている。

なお、外務省関係者の褒章に関しては、褒章の候補となる者がいる場合は、褒章受章者の選考手続にのっとって、内閣府に対して推薦を行うこととなる。

工 審査請求人は、「外務省関係者に関する叙勲及び褒章の推薦基準が書いてある文書として、外務省が自ら作成した文書が別に存在するはずである。」と主張しているが、外務省では、閣議報告ないし閣議了解で示された推薦基準（文書1ないし文書3）に従って候補者を推薦しており、外務省関係者を対象とした推薦基準が記載されている文書として、外務省が独自に作成・取得した文書はない。

オ 本件審査請求を受けて、念のため、叙勲・褒章等栄典関連の事務を担当する部署において書架・書庫及び共有フォルダ内の探索を改めて行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 外務省関係者を対象とした推薦基準が記載されている文書について、外務省が独自に作成・取得した文書はなく、また、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記(1)の諮詢庁の説明は特段不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 佐藤郁美、委員 中川丈久

別紙

本件対象文書

文書1 春秋叙勲候補者推薦要項

文書2 勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて

文書3 勲章受章者の選考手続きについて